MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1－40

www.yanagisawakaikei.net TEL：0266-72-5060 FAX：0266-72-5063

Vol.27-9 2016.9.5

経営革新サマーセミナーを開催しました！

「経営革新サマーセミナー」を平成２８年８月２５日（木）茅野市民館コンサートホールにおいて開催致しました。

第１部では、㈱松本山雅 代表取締役社長 神田 文之 様に『未来への夢と感動へチャレンジ』というテーマで、松本山雅ＦＣの立ち上げからＪ１昇格までの躍進の秘密、今後の展望を講演して頂きました。

「松本山雅」が地域の人・組織と共に成長してきたこと、今後の松本山雅の目指すところに到達するためには、これまで以上に地域とのつながりが必要だと言うことを熱く語って頂きました。

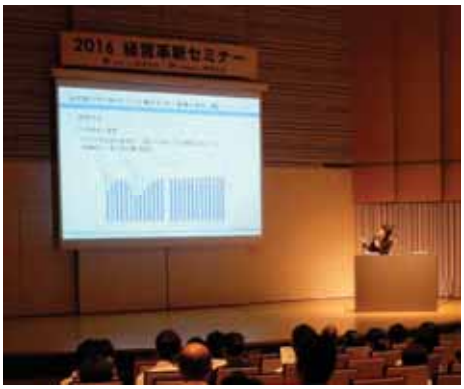

第２部では、“人”に焦点をあて、まずは、㈱船井総合研究所 倉並 愛 様より、『採用難の今の時代に“人が集まる”求人募集の秘密』というテーマで、日本の採用環境の現状と、今後、中小企業が取らなくてはならない採用戦略などを最新の成功事例を交えながら講演して頂きました。続いて、特定社会保険労務士の野口栄治より、『人材育成に使える助成金制度』について講演させて頂きました。

たいへん多くの方に出席頂きまして、誠にありがとうございました。

次回の経営革新セミナーは、１／２７（金）を予定しております。

次回も多くの方の出席をお待ちしております。

◇◆カレンダー◆◇

2016年9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

2016年10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31			当番制出勤日		

相続の無料相談会随時開催中！

ご自身の相続が発生した場合に、残された家族が相続でもめないための対策はお済みでしょうか？多くの方が「まだまだ先のこと」と何もされていないと思いますが、相続対策は生前にしかできないことも多く、いずれ訪れる相続の日に慌てないためにも、相続が“争族”にならないために、今のうちに今しかできない相続対策をしておきませんか？

当事務所では、相続の専門のスタッフが無料相談会を随時行っております。

将来のために生前贈与・遺言をお考えの方、相続や贈与についてお悩みのある方は、お気軽にご相談下さい。

ご予約電話番号→0120-919-261

平成 28 年度　税制改正　法人関係④

平成 28 年度税制改正で創設された「企業版ふるさと納税」は、国の認定を受けた地方公共団体の地方創生事業に寄附を行った場合、寄附額の全額が損金算入され、寄附額の 3 割相当分が法人住民税額等から控除されるものです。

■地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について

1．制度の概要

地方公共団体が作成し国から認定を受けた「地域再生計画」に記載された、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して企業が行う寄附について、既存の損金算入措置に加えて、法人事業税、法人住民税および法人税の税額控除を導入し、寄附金額の約 6 割相当の税額負担が軽減されます。

志のある企業が地方創生を応援する税制を創設

⇒地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対して寄附をした企業に、税額控除の措置

企業の寄附に係る負担を軽減

⇒税負担の軽減効果を2倍に

例えば、企業が地方公共団体に1,000万円寄附をした場合、現行の制度では、寄附額の約３割（約300万円）の税の軽減効果がありました。地方創生応援税制では、新たに寄附額の３割（300万円）が税額控除され、これまでの2倍の約600万円の税の軽減効果があります。

2．適用対象

当該税制は、青色申告法人が、改正地域再生法の施行日（平成 28 年 4 月 20 日）から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、同法 8 条 1 項に規定する認定地方公共団体に対して当該認定地方公共団体が行った「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金（特定寄附金）を支出した場合に適用されます。

＜本税制の対象となる事業（長野県）＞　（H28.8.2 内閣府地方創生推進事務局 発表）

地方公共団体名	認定事業	平成28年度事業費（千円）
長野県松本市	都市間交流を軸とした Local to Local の観光誘客「九州戦略」プロジェクト	2,740
長野県駒ケ根市	中央アルプスを活かすための山岳施設・登山道整備事業	1,000
長野県信濃町	信濃町森と人との共生による暮らし育みプロジェクト	600

＜適用対象となる寄附金の概要＞

・当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であること
・寄附の額が一の寄附ごとに 10 万円以上であること
・主たる事務所または事業所が当該事業を行う都道府県または市町村の区域内に存する法人からの寄附でないこと

（認定地方公共団体は、寄附を行う企業に対し、寄附の代償として経済的利益を与える行為を行ってはならないとされています）

3．税額控除額

＜税目ごとの特例措置の内容＞

① 法人住民税…寄附額の 2 割を税額控除（法人住民税法人税割額の 20%が上限）
② 法人税…法人住民税の控除額が寄附額の 2 割に達しない場合、寄附額の 2 割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の 1 割、法人税額の 5%が上限）
③ 法人事業税…寄附額の 1 割を税額控除（法人事業税額の 20%（※地方法人特別税廃止後は 15%）が上限）

※企業が地方公共団体に寄附する場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果がある。

消防団協力事業制度

税理士法人 柳澤会計も認定されました！

昨今消防団員の減少等により、地域における消防力の低下が危惧されています。企業で働く消防団員の活動環境を整えることで、団員確保につげようと「消防団協力事業所表示制度」が導入･推進されています。

税理士法人柳澤会計では２名の従業員が茅野市消防団員として活動しており、平成 28 年 8 月 30 日付で消防団協力事業所に認定されました。

長野県では消防団協力事業所を支援しています。

その支援のひとつである事業税の減税について解説します。

【H28.9.1 消防団協力事業所認定書交付式 茅野市役所】

消防団活動協力事業所応援減税

【減税内容】

対象	税目	対象事業税	減税額
法人	法人事業税	平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に係る事業税	税額の2分の1 （減税限度額10万円）
個人事業主	個人事業税	平成22年分から平成30年分の事業税	

＜減税を受けるための要件＞

①県内に所在するすべての事業所等が「消防団協力事業所表示制度」に基づく消防団協力事業所に認定されていること

②県内の事業所等において消防団員が下記の人数以上であること。

資本金 3,000 万円以下の法人又は個人事業主：2 人

資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人：3 人

資本金 1 億円超の法人：5 人

③県内に所在するすべての事業所等が就業規則等に消防団員が消防団活動を行うことにより、昇進、賃金、労働時間その他の処遇面での扱いが不利にならないことを記載していること

①について

「消防団協力事業所表示制度」とは消防庁が導入・推進している制度で、消防団活動に協力している事業所に対し企業で働く団員の活動環境を整えることを目的としています。

実施主体は市町村となります。長野県では県内全市町村が制度導入しています。

市町村は消防団活動に協力している事業所として認定を受けた事業所等に対して表示証を交付します。有効期間は認定の日から 2 年間（更新あり）になります。

＜消防団協力事業所該当の認定申請と減税の申請＞

①消防団協力事業所該当の認定申請 → ②減税の申請 の順に申請します。申請期限等は下表の通りです。

【申請期限等】

	①消防団協力事業所該当の認定申請	②減税申請
申請先	県地方事務所　地域政策課	県地方事務所　税務課
法人	認定要件を具備した日の属する事業年度終了後、法人事業税の確定申告の申告期限前30日まで	法人事業税の確定申告の申告納付期限まで
個人事業主	認定要件を具備した日の属する年の所得に係る年度分の個人事業税納付期限前7日まで	個人事業税前期分の納期限まで

（北原隆幸・原剛志）

国税庁「平成２７年度査察の概要」

■脱税業種ランキング

国税庁より「平成２７年度査察の概要」が発表されました。査察とは、“ 任意調査である税務調査 ” とは異なり “ 検察庁への告発を前提に行われる強制調査 ” のことをいいます。平成２７年度において査察に着手した件数は７１件ありました。発表された査察の概要の中から、いくつかピックアップしてご紹介します。
まずは、過去３年の「脱税告発の多かった業種」です。

順位	平成25年	平成26年	平成27年ＮＥＷ！
１位	クラブ･バー	不動産業	建設業
２位	不動産業	クラブ･バー	不動産業
３位	建設業、情報提供サービス、保険業	建設業	クラブ･バー
４位	広告業、人材派遣業	運送業、広告業	機械器具卸

■どうやって脱税したの？

脱税手法ですが、相変わらず古典的なものが多かったのですが、建設業や不動産業では「架空経費の計上」、クラブ・バーではホステス報酬に係る源泉所得税を徴収していたにも関わらず「未納付」、業種に関係なく「売上除外」等となっていました。

他にも特徴的なものを挙げると下記のようなものがありました。

・複数の納税者に脱税を持ち掛け成功報酬を得ることを業とするいわゆる脱税請負人に依頼して不正を行っていたもの
・国際事案では、海外で保有する株式の配当収入の除外や海外法人に対する架空経費の計上
・消費税事案では、輸出免税売上に対する課税仕入の消費税が還付になることを利用して、輸出取引を装い、国内における架空の課税仕入とこれに見合う架空の輸出免税売上を計上する方法で不正に還付を受けたもの

■不正資金（通称：タマリ）はどこに？

脱税によって得た不正資金（タマリ）の多くは、現金・預貯金、有価証券として保有されていたほか、絵画や高級車の購入、ギャンブルなどの遊興費、愛人に対する資金援助などにも充てられています。また、タマリの隠匿場所の例として、「居宅クローゼットに置かれたバックの中」や「居宅階段下の物置に積まれた段ボール箱の中」、「契約したトランクルームに保管された段ボール箱の中」などがあります。

職員コラム　～ 諦めない気持ち ～　小池千穂

先日、リオオリンピックが閉幕しました。　日本とは真裏のブラジルでの開催でしたのでなかなか試合そのものを観戦するというより、朝起きたらダイジェスト版を見る、というような毎日で、結果的に日本選手が活躍した種目ばかりを見ていたような気がします。それはどうかと思うのですが、とは言え、どの種目でもたいてい感動して朝からテレビの前で泣いていました。歳をとると涙もろくなります。私が個人的に一番印象深かったのは、バトミントン女子ダブルス「タカマツペア」です。日本時間の夜に決勝だったのでたまたま試合を見ることができたのですが、最後に大逆転での勝利！高橋選手の涙がとても感動的でした。

他の種目でも逆転勝利が多かったですよね。本当にすごいなあと思って見ていました。私はというと、学生時代にはずっとテニスをやっていましたが、精神的に弱いのと諦めが早いので、試合になると全くダメで、いつも期待はずれ。テニスに限ったことでなく様々な場面でそうでした。オリンピックの選手は、もちろんそれまでの努力やメンタル面の強化や、いろいろな積み重ねがあってあの場面に立っているのだと思いますが、負けていても決して諦めないという気持ちは、見習わなければいけないなと思いました。今は、スポーツの試合のように短時間で精神的に追い詰められる、ということはないのですが、日々の仕事や生活の中で、いつの間にか諦めてしまったり投げやりになっていることはないか、もう一度、自分自身を見直そうと思いました。